【表紙】

【提出書類】	**有価証券届出書の訂正届出書**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**2026年10月９日**
【会社名】	**東亜銀行** (The Bank of East Asia, Limited)
【代表者の役職氏名】	**トン・ホン・シン** (Tong Hon Shing) **副最高経営責任者兼最高業務執行責任者** (Deputy Chief Executive & Chief Operating Officer)
【本店の所在の場所】	**香港、セントラル、デ・ヴー・ロード10** (10 Des Voeux Road Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	**弁護士　　黒 田　康 之**
【代理人の住所又は所在地】	**東京都千代田区大手町一丁目1番1号** **大手町パークビルディング** **アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業**
【電話番号】	03-6775-1077
【事務連絡者氏名】	**弁護士　　上 石　涼 太** **弁護士　　垣 下　沙 織** **弁護士　　岡 野　寛 也**
【連絡場所】	**東京都千代田区大手町一丁目1番1号** **大手町パークビルディング** **アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業**
【電話番号】	03-6775-1348
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	**社債**
【届出の対象とした募集金額】	**東亜銀行第1回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）** **50億円（予定）** **東亜銀行第2回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）** **50億円（予定）** **東亜銀行第1回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）** **50億円（予定）** **東亜銀行第2回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）** **50億円（予定）** **東亜銀行第3回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）** **50億円（予定）**

【安定操作に関する事項】 **該当事項なし。**

【縦覧に供する場所】 **該当事項なし。**

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年９月８日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部　証券情報」において、未定となっていたそれぞれの本社債の利率に係る仮条件が決定しましたので、関係事項を訂正するため、また、「第二部　企業情報」の「第３－４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　証券情報
　第１　募集要項
　　１　社債（短期社債を除く。）の募集

第二部　企業情報
　第３　事業の状況
　　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　　(2) 2026年6月30日に終了した中間会計期間

３【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

＜訂正前＞

（前略）

１【社債（短期社債を除く。）の募集】

＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　　柄	東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	（未定） （年（未定）％～（未定）％を 仮条件とする。） (注３)
利払日	毎年４月23日および10月23日 （注４）	償還期限	2029年10月23日（注５）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年10月16日 （注６）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注７）
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店		

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　　柄	東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	（未定） （年（未定）％～（未定）％を 仮条件とする。） (注３)
利払日	毎年４月23日および10月23日 （注４）	償還期限	2031年10月23日（注５）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年10月16日 （注６）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注７）

申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店

＜共通事項＞

(注１) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注２) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2026年10月頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注３) 利率は、2026年10月頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。

(注４) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注５) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注６) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。

(注７) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　　柄	東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	（未定） （年（未定）%～（未定）%を仮条件とする。） （注３） 以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）%のマージンを加算した率とする。
利払日	毎年４月23日および10月23日 （注４）	償還期限	2029年10月23日（注５）
任意償還日	2028年10月23日（注６）		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　し
申込期間	2026年10月16日 （注７）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注８）
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店		

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　柄	東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	（未定） （年（未定）%～（未定）%を仮条件とする。） （注３） 以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）%のマージンを加算した率とする。
利払日	毎年４月23日および10月23日 （注４）	償還期限	2030年10月23日（注５）
任意償還日	2029年10月23日（注６）		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　し
申込期間	2026年10月16日 （注７）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注８）
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店		

＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　柄	東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	（未定） （年（未定）%～（未定）%を仮条件とする。） （注３） 以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）%のマージンを加算した率とする。
利払日	毎年４月23日および10月23日 （ただし、最終の利払いは2032年10月22日に行う。） （注４）	償還期限	2032年10月22日（注５）
任意償還日	2031年10月23日（注６）		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　し
申込期間	2026年10月16日 （注７）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注８）
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店		

＜共通事項＞

（注１）　本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２）　上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2026年10月頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注３)　当初利率は、2026年10月頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。

(注４)　各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注５)　償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注６)　任意償還日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注７)　申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。

(注８)　払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

１【社債（短期社債を除く。）の募集】

＜第１回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　　柄	東亜銀行第１回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)
発行価額	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	（未定） （年2.73％～4.73％を仮条件とする。） (注３)
利払日	毎年４月23日および10月23日 （注４）	償還期限	2029年10月23日（注５）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年10月16日 （注６）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注７）
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店		

＜第２回損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　　柄	東亜銀行第２回損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)
発行価額	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	（未定） （年3.21％～5.21％を仮条件とする。） (注３)
利払日	毎年４月23日および10月23日 （注４）	償還期限	2031年10月23日（注５）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年10月16日 （注６）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注７）
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店		

＜共通事項＞

(注１)　本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注２)　上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注３)　利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。

(注４)　各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注５)　償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注６)　申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。

(注７)　払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

＜第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　　柄	東亜銀行第１回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	（未定） （年2.34%～4.34%を仮条件とする。） （注３） 以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）%のマージンを加算した率とする。
利払日	毎年４月23日および10月23日 （注４）	償還期限	2029年10月23日（注５）
任意償還日	2028年10月23日（注６）		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年10月16日 （注７）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注８）
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店		

＜第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　　柄	東亜銀行第２回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	（未定） （年2.73％～4.73％を仮条件とする。） （注３） 以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。
利払日	毎年４月23日および10月23日 （注４）	償還期限	2030年10月23日（注５）
任意償還日	2029年10月23日（注６）		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　　し
申込期間	2026年10月16日 （注７）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注８）
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店		

＜第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債＞

銘　　柄	東亜銀行第３回期限前償還条項・損失吸収条項付非上位円貨社債（2026）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注２)
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注２)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	（未定） （年3.21%～5.21%を仮条件とする。） （注３） 以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法－(3)」に従って、ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に表示される１年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法－(3)」に定義する。）に年率（未定）%のマージンを加算した率とする。
利払日	毎年４月23日および10月23日 （ただし、最終の利払いは2032年10月22日に行う。） （注４）	償還期限	2032年10月22日（注５）
任意償還日	2031年10月23日（注６）		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　し
申込期間	2026年10月16日 （注７）	払込期日	2026年10月23日 （以下「発行日」ともいう。） （注８）
申込取扱場所	別項記載の引受人の日本国内の本店および各支店		

＜共通事項＞

（注１）　本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２）　上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注３） 当初利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2026年10月頃に決定される予定である。
（注４） 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
（注５） 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
（注６） 任意償還日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
（注７） 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間の範囲で繰り上げまたは繰り下げられる可能性がある。
（注８） 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

（後略）

第二部【企業情報】

第３【事業の状況】

４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 2026年6月30日に終了した中間会計期間
＜訂正前＞

（前略）

BEAユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（中略）

BEAユニオンは、変動する市場の動向を見極めつつ、投資家がより高い収益を上げる助けとなるよう、慎重な資産配分および構造的なミスプライシングの特定を重視した。2026年6月30日現在、運用資産およびアドバイザリーは14.5十億米ドルに達し、2025年12月31日現在から25.0%増となった。同社の取組みは業界から高く評価されており、とりわけ権威ある海外ゴールデン・ブル・ファンド・アワードにおいて高く評価されている。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

BEAユニオン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（中略）

BEAユニオンは、変動する市場の動向を見極めつつ、投資家がより高い収益を上げる助けとなるよう、慎重な資産配分および構造的なミスプライシングの特定を重視した。2026年6月30日現在、運用資産およびアドバイザリーは14.5十億米ドルに達した。同社の取組みは業界から高く評価されており、とりわけ権威ある海外ゴールデン・ブル・ファンド・アワードにおいて高く評価されている。

（後略）